

## Ⅱ 事業報告

# 京都仙洞御所三十六歌仙額保存修理業務

### 1 はじめに

宮内庁京都事務所は、令和3年11月15日から令和4年3月30日まで、京都仙洞御所三十六歌仙額保存修理業務（以下、「本業務」という。）を実施した。本業務の対象であった三十六歌仙額（以下、「本件歌仙額」という。）は、屋外の開放空間で使用されたとみられる絹本絵画が今日までその形状のまま伝わった貴重な例であることから、その解体修理の工程自体と、その作業の中で得られた情報を、以下に紹介する。なお、本業務においては、科学分析は、当事務所管理課職員が行い、その他の工程は当事務所の発注により、株式会社光影堂が実施した。

本件歌仙額は、京都仙洞御所内の北東に所在する鎮守社北御末社・東御末社（以下両者を合わせ、江戸時代の呼称を参考に「北末社」という。）共用の拝殿（註1）（図1、図2）に掛けられていたと考えられるそれぞれ縦約25cm、横約176cmの扁額4面である。

当該拝殿や御社などで構成された空間は、江戸時代前期から同後期まで、この仙洞御所に住まわれた霊元上皇、中御門上皇、桜町上皇、後桜町上皇、光格上皇の5方の上皇が拝礼などを行われた神事であった（註2）。

通常、開放空間に掛けられる扁額は板材に直接画かれることが多いが、本件歌仙額は脆弱な素材である絹に画かれている。本件歌仙額は、壁面のない拝殿に掛けられたことによって大気の影響を直接受けていたとみられ、土埃による汚れ、本紙の浮き、漆の剥離など、劣化が著しい状態であった。

### 2 歌仙額について

本件歌仙額は額1枚に9枚の本紙が張り込まれており、各額の本紙（註3）は、縦約18cm、横約16cmで、金泥で霞を引き、群青や緑青などの岩絵具（註4）や染料などを用いて、藤原公任（966-1041）が選定した36人の歌仙（註5）の姿が、1枚につき1人ずつ、各々の和歌を添えて画かれている（図3）。各図の配置は、



北御末社 図1 北末社の拝殿 東御末社



図2 北末社の位置図（京都仙洞御所北東部）



図3 本紙  
柿本人麿像修理後

公任が選定した三十六歌仙の順番にほぼ則しているものの、歌合せの形式である「左」と「右」を分けず(註6)、各額に向かって右手から左手へ順に配置されている(註7)(図4、参考資料1 P69)。

本稿では、柿本人麿から素性法師の額を第1面、紀友則から壬生忠岑の額を第2面、斎宮女御から藤原興風の額を第3面、清原元輔から中務の額を第4面とする(図4、参考資料1 P69)。

歌仙額の周囲には漆塗の襲木おそぎが取り付けられ、襲木の四隅に隅金具すみかなぐ、上下の襲木中央には中金具かなぐ、襲木全体に散鉄ちらしびょうを配する。また、歌仙額の全体を覆うように金網が張り巡らされている(図4)。



図4 歌仙額表面 第1面(修理後)

下地は、板目の一枚板を横に使用し、背面に柱材を4本取り付けている。柱材の下方は、額をやや下向きに安定して設置できるよう、板地の厚さ程度を残して斜めに削り取られている(図5)。



図5 斜めに削り取られた背面柱

背面柱のうち、それぞれの額の右から2番目の柱には「御田社」(おたのしゃ)(註8)の文字の下に方角を示す文字が墨書されている(図6)。第1面「南」→第2面「北」→第3面「西」→第4面「東」となり、仮に、墨書された方角が歌仙額を掛ける方角を示すものであるとすると、歌仙額4面を墨書通りに建物四方に配置したとき、一枚の額の中で右から左へ並ぶ三十六歌仙が連続しないこととなる。背面に残る方角を示す文字の意味については検討の余地があると思われる。



図6 歌仙額裏面 第3面(修理後)

当事務所には、本件歌仙額一組4面のほかに、京都仙洞御所内の北池の北側に位置する鎮守社御本社拜殿用の額一組4面も伝わっており、これらは、木製の保存箱1つに合わせて収納され、京都大宮御所の収蔵施設に保管されている。

御本社用と北末社用の歌仙額二組を収納した木箱の蓋には、「後院御鎮守絵馬／御本社四枚／御田社四枚」と墨書され(図7)、長辺の側面には貼紙が2枚あり、1枚には「御池四番／清第壹番／明治廿八年六月調」、もう1枚には「舊□御鎮守額／□六歌仙画□枚」とある(図8)。

ここから、木箱への収納時期の下限を明治28年（1895）と設定できる。

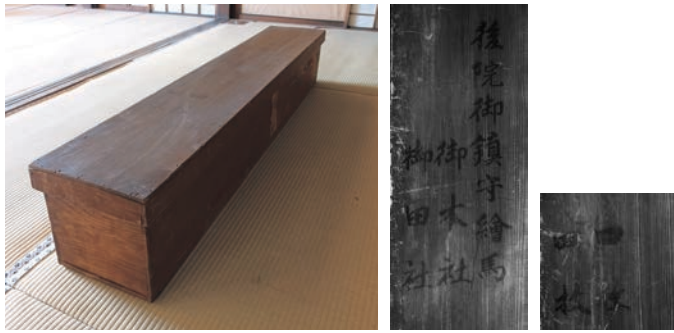


図7 歌仙額が収納されている木箱と墨書



図8 木箱の貼紙

### 3 歌仙額の状態

#### 3-1 本紙と肌裏絹

本紙表面には多くの土埃が付着し、本紙の絹目の間にまで埃が入り込んでおり、無地場に用いられた金泥が見え難い状態となっていた（図9）。



図9 本紙に付着した汚れ

本紙や金台紙は、経年及び外気の影響を受けて、糊の接着力の弱化が進んでおり、各所に大きな浮きが生じている（図10）。

また、本紙は、一見、欠失が少なく感じられるが、欠失を目立たなくするために、本紙の裏側に色調の似た絹を肌裏紙（以下、「肌裏絹」という。）として用いる工夫が施されており、実際には欠失が広範囲にわたっている（図11）。



図10 本紙の浮き



図11 肌裏として用いられた絹

肌裏絹は、絹目と絹目が交差する点で本紙裏面と接着しているだけなので、本紙を支える肌裏紙としては不安定である。また、本紙と同じ大きさの絹を全面に張ってあるだけで、欠失部分毎に補修しているわけではないため、欠失した小口部分から本紙の剥離が進行する原因となる。

本業務では、本紙を安定させることを優先し、肌裏絹を肌裏紙に改め、欠失部分には、形状に合わせた補修絹を張り込むこととした。



### 3-2 襲木・金物・金網

下地に取り付けられていた襲木は、外気の影響を受けて漆膜に亀裂が生じ、襲木の木地から塗膜が剥離している(図12)。金網を取り付ける釘穴に沿って漆膜に亀裂が入り、そこから剥離を引き起こした可能性が高い。

合成樹脂等で塗膜を襲木の木地に接着したとしても、短時間で再度剥離や亀裂が起こる可能性が高いため、襲木の再使用は困難と判断し、新調することとした。

襲木に取り付けられた散鉾(図12)・隅金具(図13)・中金具(図14)は、金鍍金による着色と考えられる。本紙と同様に土埃の蓄積や黒変がみられる。

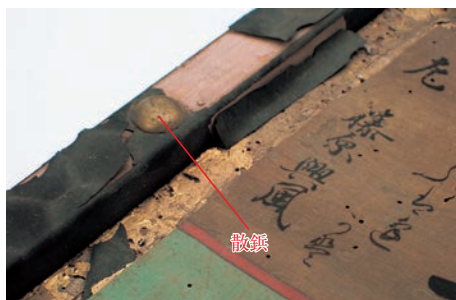


図12 襲木の剥離



図13 隅金具



図14 中金具



図15 金網

全面を覆うように金網が取り付けられている。金網は真鍮線を用いて網の形状が六角形となる亀甲編みで製作されている(図15)。金網は一部に断裂や歪み、破損が見られ、修繕している痕跡も見られる。

## 4 科学分析調査

修理工程内において、新規材料の選定や歌仙額の製作年代の特定等を目的として、金網・金具・金箔・絵画に用いられた色材について科学分析調査を行った(本書P15 長崎紀子「京都仙洞御所三十六歌仙額に関する科学分析調査」)。

## 5 修理の内容

以下、工程に沿い、修理内容を報告する。

### 5-1 調査と解体前クリーニング

襲木から平金板と金網を慎重に取り外し、顕微鏡を用いた絹目や絵具層の観察、剥落止めを行うための目安となる絵具のパッチテスト、写真撮影などを行い、損傷図面や調査図面を作成し、修理前の状態を記録した。その後、顔料の剥落等に注意しながら、本紙表面や襲木に付着した土埃の除去を行った(図16)。



図16 クリーニングの様子

### 5-2 解体

襲木と金具を取り外し、下地から本紙及び金台紙を取り外した。下地には木地の痩せや虫による食害が多く確認されたことに加え、下地に本紙大の張跡が第1・3・4面に10面分、第2面には6面分確認された(図17)。現在に伝わった歌仙額は、額1面につき9面ずつ本紙を張り込んでおり、張り方が異なる時期があったことが考えられる。

### 5-3 透過光撮影

肌裏絹によって不明瞭となっていた本紙の欠失の範囲を正確に把握するため、本紙を下地から外した後、本紙の下から光を当てて撮影を行った(図18)。

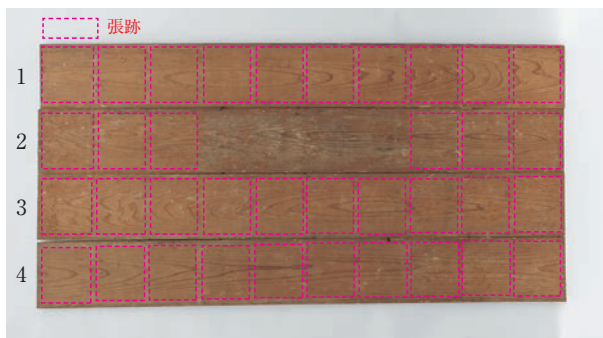


図17 下地の糊の痕



図18 透過光撮影画像

### 5-4 濾過水を用いたクリーニングと剥落止め

表面から濾過水を噴霧し、本紙の汚れを下に敷いた吸取紙に移動させ、除去した。表面に水分を使う作業であるため、絵具が移動しないよう、事前に膠水溶液を用いて絵具の剥落止めを行った。絵具と本紙の接着が比較的良好であるため、塗布する膠水溶液は通常よりも濃度を薄めたものとし、顔料の浮きが見られる部分には、処置を行う箇所に接着成分が留まり、より高い接着の効果を得るため、布海苔を入れて粘性を高めた膠水溶液で差込接着を行った。クリーニング後も表打ちを行う前に再度剥落止めを行った。

## 5-5 肌裏紙の除去

本紙の肌裏絹の除去は、本紙が相当に傷んでいること、裏側に裏彩色<sup>(註9)</sup>が用いられている可能性を考慮し、乾式肌上げ法を採用した。乾式肌上げ法とは、画面表側を布海苔で固定させながら肌裏紙の除去を行う技法で、絵具や汚れの移動がなく本紙を汚損する心配がないという利点がある。

本紙表面にレーヨン紙及び石州紙を接着力の弱い布海苔で3層張り込んで養生を行い（表打ち（図19））、乾燥後、本紙を裏返し、裏面の肌裏絹を筆先につけた少量の水を用いて少しずつ除去する。肌裏絹は、絹目から本紙に水分が回りやすいため、薄い布海苔水溶液を混ぜた濾過水を用いて、少しずつ小筆で塗布し、本紙へ水分が回らないうちに肌裏絹を除去した（図20）。

肌裏絹を剥がすと、その下から部分的に肌裏紙が確認され、製作当初は紙による裏打ち<sup>(註10)</sup>を行っていたことが判明した（図21）。この肌裏紙は、畳が画かれた緑青や歌仙の装束の箇所に残存しており、過去の修理の際、本紙と肌裏紙の接着が強く、除去が困難であったために残ったものと思われる。このまま残すと亀裂などの原因となるため、本業務では除去した。



図19 表打ちの様子

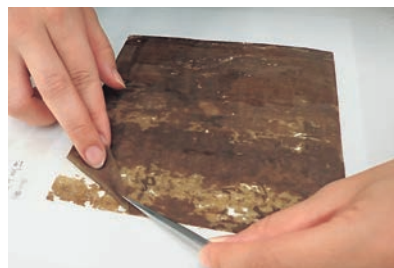


図20 肌裏絹除去の様子

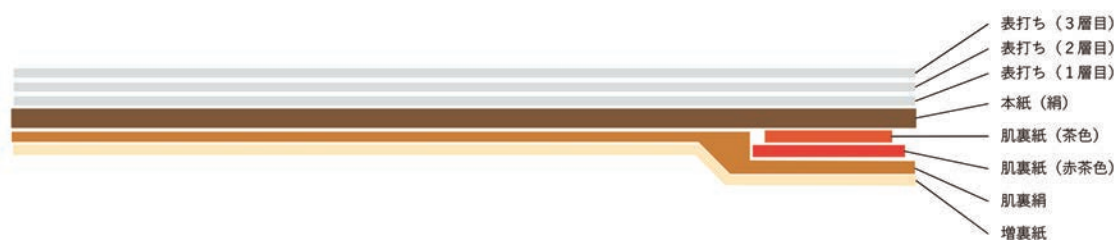


図21 本紙を補強していた裏打紙の構造

残存していた肌裏紙は、比較的繊維の長い赤茶色の紙と、短繊維で紙の厚みが非常に薄い茶色の紙の二種類が確認された。重なり方から、茶色の紙は歌仙額の本紙が製作された当初のものと思われる（図22）。

その下層にある赤茶色の紙は、修理の際に施されたものか、もしくは製作当初の二層目と推測される。

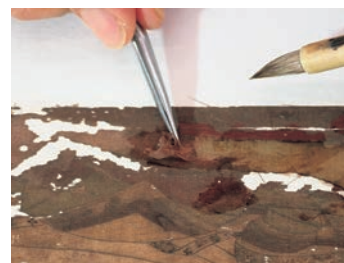


図22 残存していた二種類の肌裏紙

## 5-6 補修

本紙の欠失箇所の形状に沿った補修絹を布海苔水溶液で張り込み、小口から新たに損傷が広がることを防ぐ（図23）。なお、補修絹は、本紙の強度に合わせるため、電子線によって劣化さ



せたものを使用し、色味については本紙と違和感のない状態にするため、<sup>やしやぶし</sup>矢車附子と<sup>くるみ</sup>胡桃を用いて本紙に近い色味に染色し、<sup>きばい</sup>木灰で媒染した。



図23 補修の様子

### 5-7 表打ち除去・裏打ち

裏打ちの前に、三層目と二層目の表打ちを除去し（図24）、裏打ちを行ってから（図25）本紙に一番近い一層目の表打ちを除去した。



図24 表打ち除去の様子



図25 裏打ちの様子

### 5-8 一回目の補彩

裏打ちの完了後、本紙に補彩を行った（図26）。補彩は目標とする色調を超えてしまわないよう、<sup>とうおう</sup>藤黄、<sup>ようこうぼう</sup>洋紅棒、<sup>あいぼう</sup>藍棒の三色を混色した絵具を濾過水で薄めた色材で少しずつ塗り重ね、慎重に行った。歌仙額全体での印象を整えるため、本紙を金台紙に張り込んでからも再度補彩を行うことから、この段階では目標とする色調の八割程度にとどめた。



図26 補彩の様子

### 5-9 下地の処置

再使用する下地には割れや裏面の柱材の外れなど、様々な損傷が生じていた。木地の割れ部分は接着剤で補強した。第一面の下地右端の柱材が欠失していたため、ヒノキ材を補填して着色した。

### 5-10 下浮け、上浮け

下地の粗を目立たせないために楮紙を下地に2層張る(図27)。1層目(下浮け)と2層目(上浮け)の繊維方向を変え、紙の伸びの方向を分散させることで、本紙等を張るための下地を安定させる。



図27 下浮けの様子

### 5-11 本紙等の張り込み

下地の表面に金台紙、裏面に鳥の子紙を張り込んだ。その後、金台紙の上から本紙を張り込んだ(図28、29)。



図28 金台紙の張り込みの様子



図29 本紙張り込みの様子

### 5-12 2回目の補彩

本紙に最終的な補彩を施した(図30)。



図30 補彩が完了した本紙(左)と補彩前の本紙(右)

### 5-13 襲木及び金具、金網の取付

新調した襲木に旧襲木から取り外した隅金具、中金具、散鋌を取り付け、下地に取り付けた(図31)。

金網は、科学分析結果を踏まえて原本と色味の近い真鍮線を用いて欠失部分を補い、下地の四方の襲木に小釘で打ち付け、平金物で押さえつけて留めた(図32)。

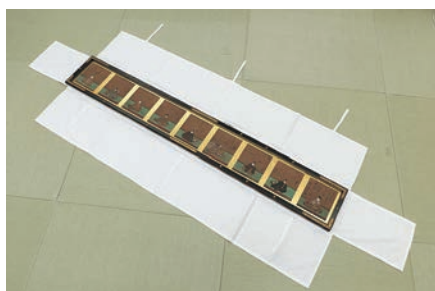


図31 本紙の取り付け完了後の様子

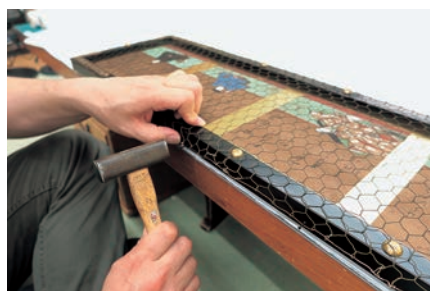


図32 金網取り付けの様子



## 6 おわりに

歌仙額は拝殿の開放空間に扁額として掛けられていたと考えられるものであり、屋外にあったことに起因すると思われる劣化が著しい状態であった。

鮮やかな色彩を取り戻した歌仙額を現代から未来へと確実に継承するため、定期的な点検や、収納施設の清掃等の日常的な管理を継続し、可能な限り劣化の進行を抑えていきたい。

また、下地に残された痕跡により、張り方が異なる時期があったことなど新たな知見が得られた。このような情報を記録し、保存及び公開することが、江戸時代の上皇方の御活動について新たな知見が生み出されるきっかけとなることを期待したい。

(管理課 山本徹也)

### 註

- (1) 現在、京都仙洞御所には、鎮守社御本社、北御末社、東御末社、新御末社、山神社、柿本社やまがみしや かきのもとしやの6つの御社がある。江戸時代には北御末社と東御末社を合わせて北末社・北小社・北方末社等と称しており、これは「御本社」北方に位置する末社の意味である。本件の拝殿は、北御末社の南、東御末社の西に位置し、両御社を拝するために明治期までは、4方向に階段をつけていたことに特徴がある(『宝永度桜町院御所(延享)小指図』(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵)及び『工事録3 明治32年』(宮内公文書館所蔵)に拝殿に階段が付けられた図面がある)。
- (2) 宮内省編纂の『天皇皇族実録』を追っていくと、これらの鎮守社における上皇御拝などの例を見出すことができる。たとえば元禄2年(1689)6月26・28日靈元上皇(『院中番衆所日記』など)、延享4年(1747)5月6日桜町上皇(『八槐記』)、文化14年(1817)4月2日光格上皇(『日次案』)など。
- (3) 本紙とは、襖や掛け軸、額などの、書画がその表面に画かれる本体を指し、材質が絹であっても本紙と呼ぶ。
- (4) 鉱石を粒子状になるまで砕いて色材とするもの。
- (5) 柿本人麿・紀貫之・凡河内躬恒・伊勢・大伴家持・山部赤人・在原業平・僧正遍昭・素性法師・紀友則・猿丸大夫・小野小町・藤原兼輔・藤原朝忠・藤原敦忠・藤原高光・源公忠・壬生忠岑・斎宮女御(徽子女王)・大中臣頼基・藤原敏行・源重之・源宗子・源信明・藤原清正・源順・藤原興風・清原元輔・坂上是則・藤原元真・小大君・藤原仲文・大中臣能宣・壬生忠見・平兼盛・中務。
- (6) 「左」「右」の区別は、複数の歌仙が左右に分かれて歌を詠み競う歌合の形式に倣うものとされ、三十六歌仙絵の中に左右の注が見られるのは鎌倉時代末頃からとされる。森暢『歌合絵の研究 歌仙絵』(角川書店、昭和45年)。
- (7) 北末社用の歌仙額は、並びの7番目が僧正遍昭、8番目が在原業平となる点が公任の選定とは異なる。
- (8) 御田社の名称は、鎮守社本社と末社を合わせて指す場合や北御末社のみを指す場合など一定していない。この名称は、北末社の周辺に水田が造成されていたことが関係していると思われ、今のところ、明治11年遷宮時(御社修理に伴う)に使用された祝詞に「御田社」という記載が見え、近代以降に使用され始めた名称の可能性がある。
- (9) 絵絹の織り目に生まれる空隙や繊維の透明感を利用し、本紙の裏から彩色を行い表側の彩色を重ねることによって、奥行きや深みのある色彩効果や彩色層の堅牢さを得る技法。
- (10) 絹や紙などの本紙の裏側に紙を接着して補強する技術で、1層目の裏打ちを肌裏と呼び、2層目以降を増裏と呼ぶ。